



報道機関 各位

記者発表資料

平成29年7月13日（木）

問い合わせ先：人事課

担当：高橋・石塚

電話：829-1087

内線：2410

職員の懲戒処分について

さいたま市長は、地方公務員法の規定に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、次のとおり公表します。

1 事件の概要

本事件は、緑区役所健康福祉部福祉課において、平成28年5月から平成29年1月までの間、担当ケースワーカーが生活保護受給者から提出された収入申告書に基づく事務処理を適切に行わず、16世帯についての生活保護費の支給誤り（過支給額614,877円、未支給額397,417円）を発生させたものです。

また、本事件に関して、所属長として所属職員を指揮監督する立場にあった課長及び事務処理の状況について把握・指導を行う査察指導員の立場にあった係長が、各々の職務を怠ったものです。

2 処分内容等

(1) 被処分者及び処分の内容

緑区役所	主任	(41歳)	戒告
緑区役所	課長	(56歳)	戒告
緑区役所	係長	(44歳)	戒告

(2) 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

- ・法令違反
- ・職務を怠ったもの

3 処分年月日

平成29年7月13日